

道内避難者移転費支援事業補助金の 申請手続きについて

1 対象世帯

東日本大震災等により、道内の応急仮設住宅に避難していた世帯（注1）のうち、応急仮設住宅の供与期間が平成28年度末で終了した後も道内で避難生活を継続され、平成29年度中に道内の公営住宅（注2）に転居した世帯

※ 平成29年4月1日から平成30年3月23日までの転居が対象です。

※ 避難元の地域によっては対象外の場合があります。

対象世帯の詳細については、「補助金募集要領」等を御確認ください。

（注1）借上げ住宅（民間賃貸住宅、雇用促進住宅）もしくは公営住宅の無償供与を受けて、平成29年1月1日以降に現に居住していた世帯

（注2）道営住宅、市町村営住宅

2 補助額

1世帯あたり5万円（上限）

3 申請書類・受付期間

(1) 申請書類 補助金交付申請書（第1号様式）

※ 添付書類が必要です。詳しくは、「補助金募集要領」等を御確認ください。

(2) 受付期間

平成29年4月1日より平成30年3月26日まで

※ 転居日から2か月以内に申請してください。

4 申請受付窓口・問合せ

北海道総合政策部地域創生局地域政策課

住所 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5800

（受付時間8時45分から17時30分まで（土日祝休日、年末年始を除く。））

補助金の取扱について

Q：応急仮設の市営住宅を退去し、別の市の市営住宅に当選し、引っ越しましたが、対象になりますか。

A：対象になります。

Q：応急仮設の民間賃貸住宅から、自費契約の民間賃貸住宅に引っ越しました。

その後公募に当選し、道営住宅へ引っ越したのですが、この引越は対象になりますか。

A：応急仮設住宅の退去（自費契約の民間賃貸住宅への転出）の日によって、異なります。

例）応急仮設住宅退去日 H29.1.1 自費契約の民間賃貸住宅入居日 H29.1.1 ○ 対象

// 退去日 H28.12.31 // 入居日 H28.12.31 × 対象外

Q：引越業者に頼まずに、自分で車を借りて家財を運んだのですが、対象になりますか。

A：対象外です。